

学会発表における著作権に関する Q&A

Q1：「著作権」とはなんですか？

A：知的財産権の一つで文芸・学術・美術・音楽の範囲に属する著作物をその著作者が独占的に利用して利益を受ける権利です。

著作権には著作物を保護する「著作者の権利（著作権）」と実演等を保護する「実演家等の権利（著作隣接権）」があります。原則的保護期間は、著作権は創作の時から著作者の死後 70 年、著作隣接権は実演等を行ったときから 70 年です。

また、「著作者の権利（著作権）」は、「著作物を創作する者」である著作者が持つ権利で、「著作者人格権」と「著作権（財産権）」の 2 つで構成されています。「著作者人格権」は著作者の精神的利益を守るための権利で、譲渡はできません。「著作権（財産権）」は著作者の財産的権利を守るための権利で、譲渡や相続が可能です。

なお、知的財産権のうち産業的財産権等は、権利を取得するために「申請」「登録」などの手続が必要ですが、著作権は、こうした手続を一切必要とせず、著作物が創られた時点で「自動的」に付与するのが国際的なルールとされています。これを「無方式主義」といいます。

Q2：著作権制度とはなんですか？

A：著作権に関するルールは「著作権法」という法律で定められています。

著作権法は、適切な権利保護によって「創作の促進」を図り、権利の制限によって「公正利用」を確保し、もって「文化の発展に寄与」することを目的としています。

Q3：「著作物」とはなんですか？

A：著作権法では、著作物は

「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されています。（著作権法（以下「法」という）第 2 条第 1 項）

1) ～4) の要件を満たさない下記などは著作物から除かれます。

1) 「単なるデータ」など人の思想や感情を伴わないもの

2) 「模倣品」など創作が加わっていないもの、誰が表現しても同じようになる「ありふれたもの」

3) 「アイデア」など表現されていないもの

4) 「工業製品」など

Q4：「著作物」にはどんなものが含まれますか？

A：一般の著作物には下記の表のものが含まれます。

言語の著作物	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞など

舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置など、茶碗、壺、刀剣等の美術工芸品
建築の著作物	芸術的な建築物
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く影像」
写真の著作物	肖像写真、風景写真、記録写真など
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

原作に新たな創作性を加えて創られたものは「二次的著作物」と呼ばれ、原作となった著作物とは別の著作物として保護されます。

二次的著作物の創作に当たっては、原作の著者の了解が必要です。また、第三者が二次的著作物を利用する場合、「二次的著作物の著作者」の了解のほか、「原作の著作者」の了解も得ることが必要です。

Q5：「複製」とはなんですか？

A：「複製」とは、印刷、写真、複写、録音その他の方法により有形的に再製することです。（法第2条第1項第15号）

多少の修正・増減を加えて再製する場合であっても、著作物としての同一性の範囲内であると認識されるものも含まれます。

Q6：「引用」について、教えてください。

A：引用：「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」（法第32条第1項）。即ち、「引用」の要件を充足すれば、著作者の承諾なく、当該著作者が創作した著作物を利用することができます。

引用する際に必要な要件については、「学会発表における著作権に関する指針」の3を参照ください。

Q7：引用する場合の「出所の明示」の記載方法を教えてください。

A：著作者名、著作物名、雑誌名、出版社名、巻、号、ページ、発行年などの記載が必要です。なお複製以外の方法（例 講演の際に他人の文章を引用し口述）により引用する場合はその慣行があるときに必要となります。

Q8：他人の作成した資料、スライドを使用することはできますか？

A：資料やスライドに創作的な表現が含まれていない場合は著作物に該当しませんので、そのまま利用することが可能です。創作的な表現が含まれている場合で、「引用」に該当する場合や「非営利・無料」で無報酬の場合の著作物の上映に当たる場合も、著作者の許諾なしに使えますが、それ以外は著作者の許諾が必要です。非営利・無料で無報酬の場合の上映でも、「複製・譲渡」する場合や「公衆送信」する場合は、許諾なしに使えませんので、注意が必要です。

「引用」、「非営利・無料」で無報酬の場合の著作物の上映については「学会発表における著作権に関する指針」の3～5を参照ください。

Q9：他の論文など出版物に掲載されているグラフや図を使用することはできますか？

A：Q8と同様。

ただし、海外の論文の図などを引用する場合は、文献毎の Permissions や Permission Request をクリックして Copyright Clearance Center(CCC)の Rights Link のHPに入り、ここでアカウントを作成し、個別に必要事項を入力して発注するという手続きが増えておりますので、個別に対応をお願いいたします。また、著作者のほか出版社等が著作権を有している場合もありますので、権利者を特定し、許諾を得る必要があります。

Q10：過去に自身が作成した資料を使用する場合に注意すべきことはありますか？

A：「著作権（財産権）」が出版者等の他者へ譲渡されている場合は、当該他者から許諾を得る必要があります。

Q11：手術時の動画や検査画像などを利用する場合に注意すべきことはありますか？

A：一般の著作物と同列に扱ってよいと考えられます。ただし、患者のプライバシーに配慮する必要はあります。プライバシーに関する指針を別途定めていますのでご参照ください。

・[症例報告を含む医学論文及び学会発表における患者プライバシー保護に関する指針\(令和4年10月19日改訂\)](#)